

# 「令和5年度秋さけ密漁防止月間」実施計画

オホーツク総合振興局産業振興部水産課

## 1 目的

漁業秩序の維持及び資源の保護培養を目的に、秋さけ漁業の盛漁期における密漁事犯の防止に向けた取組を実施する。

## 2 実施期間

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

## 3 重点実施事項

- (1) 内水面における密漁の防止
- (2) 北海道漁業調整規則第42条及び第43条に規定する河口付近等におけるさけ・ますの違法採捕及び刺し網漁業等による密漁の防止
- (3) 北海道漁業調整規則第34条、第35条、第37条及び第38条に規定する違反採捕に係るさけ・ます所持販売の防止

## 4 実施方法

### (1) 指導・取締・啓発活動の実施

#### ①河口付近等の禁止区域内での啓発活動

過去に秋サケ密漁事犯が発生した河川等を中心に監視パトロールを実施する。

(藻興部川、藻鼈川、渚滑川、湧別川、網走川(港)、藻琴川、止別川、斜里川、奥薬別川)

#### ②さけ・ます増殖河川の河口付近関係機関との合同指導啓発活動の実施

必要に応じ、振興局建設管理部・市町村・各警察署・漁業協同組合等と合同で指導啓発活動を実施する。

#### ③各警察署及び海上保安部との合同取締の実施

### (2) 情報交換等による各取締機関との連携

各警察署及び海上保安部署との協力依頼や情報交換を図る。

### (3) 印刷物等による啓発

簡易看板やポスターを作成し、禁止区域内の適切な場所に掲示する。

### (4) 広報誌・機関誌等による啓発

市町村、漁業協同組合が発行する広報誌・機関誌等に記事の掲載を依頼する。